障害児通所支援の利用をお考えの方へ

障害児通所支援とは

児童福祉法に基づき、障がいや発達に遅れのある児童を対象に療育などを行うサービスです。

児童発達支援

【対象】学校に通う前の児童

身の回りのことやコミュニケーションのとり方、集団生活の経験など、日常生活で必要な力を身につけるための支援を行います。

放課後等デイサービス

【対象】学校に通っている児童

授業が終わった後や学校が休みの日に、自分で生活していくための力や、社会で生きていくための力を身につけるための支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援

【対象】重度の障がいがあり、通所のために外出することが著しく難しい児童

ご自宅に訪問し、日常生活で必要な力を身につけるための支援を行います。

保育所等訪問支援

【対象】集団で生活するために専門的な支援が必要な児童

通っている保育所等に訪問し、集団で生活するための支援や、先生方への助言を行います。

通所支援を利用するためには『通所受給者証』の交付が必要です

【対象の児童】

- 障害者手帳（身体、療育、精神）いずれかの交付を受けている。
- 難病疾患により医療費等の受給を受けている。
- 特別支援学校や特別支援学級に在籍している。
- 医療機関等が発行する診断書や意見書等により療育が必要と認められている。

※ 上記にあてはまらない場合は、障がい者福祉課にご相談ください。

通所受給者証を交付するためには『障害児支援利用計画書』の提出が必要です

相談支援事業所の相談支援専門員が作成した『障害児支援利用計画書』の提出が必要です。
利用する事業所とは別に、相談支援事業所を決め、計画書の作成を依頼します。
相談支援事業所でのサービスに自己負担は発生しません。

※ 成田市では、保護者や支援者が計画書を作成する『セルフプラン』での提出はできません。

利用者負担

障がい児通所支援のサービスを利用した場合、サービスに要した費用の１割が自己負担となります。
世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。

※ 事業所により別途おやつ代等の実費負担が発生する可能性があります。

※ 満３歳になって初めての４月１日から３年間は、利用者負担が無償化される等、軽減制度があります。

世帯区分	負担上限月額
生活保護受給世帯 市町村民税非課税世帯	0 円
市町村民税課税世帯 （所得割 28 万円未満(注)）	4,600 円
上記以外	37,200 円

（注）収入が概ね 890 万円以下の世帯

成田市ホームページ『障害児通所支援について』から詳しい情報をご確認いただけます。

成田市　通所支援　検索

利用までの流れ

こちらもご参照ください

『障がい者福祉のしおり』
10 福祉サービス
利用する事業所の一覧は
➡ (9)障害児支援事業
相談支援事業所の一覧は
➡ (5)計画相談支援・
障害児相談支援
※ 市内・市外問わず、掲載されていない事業所もご利用いただけます。

『障がい児・者福祉サービスガイドブック』
➡ 障害児通所支援の項目に成田市内の事業所が掲載されています。

利用する事業所

① 利用する事業所を決める

事業所に連絡し、見学・体験して、プログラムや空き状況を確認します。

相談支援事業所

② 障害児相談支援事業所を決める

相談支援事業所に連絡して、計画書の作成を依頼します。

成田市役所 障がい者福祉課

③ 成田市障がい者福祉課に連絡する

受給者証を作成したい旨を伝え、④の調査に伴う訪問日時を調整します。

④ 聞き取り調査を受ける

相談支援事業所の相談支援専門員と、市役所の障がい者福祉課職員がご自宅に訪問します。ご自宅でのお子さんの様子を見ながら聞き取りを行い、お子さんの課題を確認します。

⑤ 申請書を提出する

⑥ 障害児支援利用計画書を提出する

⑦ 通所受給者証の交付を受ける

④～⑥をもとに、市役所で受給者証の交付の可否を決定します。決定した方には、決定通知書と受給者証を郵送します。（申請書提出後、交付まで1か月程度要します。）

⑧ 通所受給者証を利用する事業所に提出する

受給者証が届いたことを、利用する事業所と相談支援事業所に連絡し、契約や利用開始日について相談し、利用を開始します。

利用における注意点

※ 同日に複数の事業所を利用することはできません。
※ 受給者証に記載された日数（○日／月）を超過して利用することはできません。
自己負担が1割のところ、全額自己負担になります。

制度に関する申請
お問い合わせ先

成田市役所 福祉部 障がい者福祉課
〒286-8585 成田市花崎町760番地（市役所議会棟1階）
TEL：0476-20-1539（平日 9:00～16:30）

令和8年7月作成